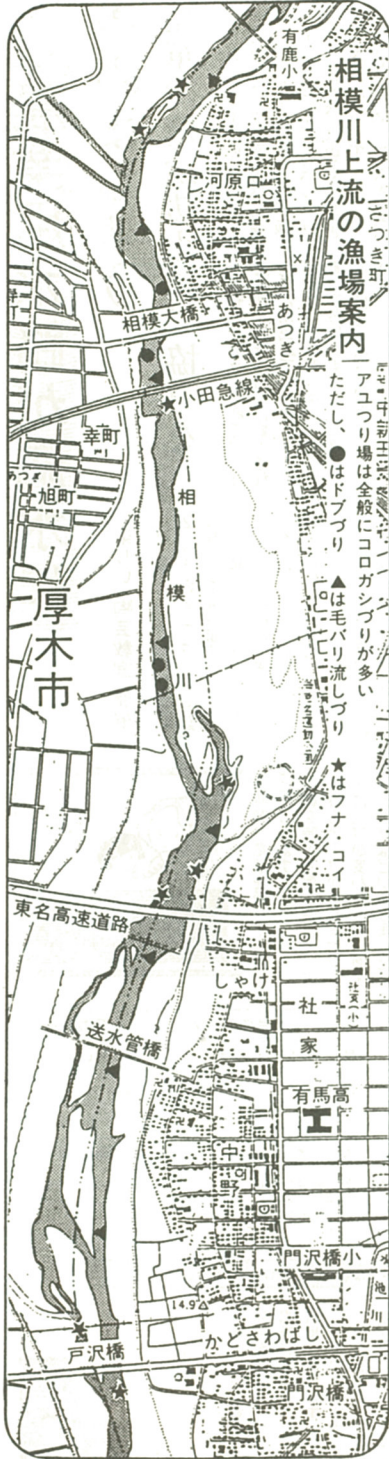




# 広報 えびな

編集・発行  
海老名市役所秘書広報課  
〒243-04  
神奈川県海老名市勝頼175  
☎ (0462) 31・2111



## 6月1日アユ漁解禁

相模川のアユつりが6月1日解禁になります。アユ漁の解禁期間は、6月1日から10月14日、12月1日から31日までで投網は7月1日から翌年の3月31日まで

です。相模川上流の漁場は左図のとおりですが、アユ漁をする場合、遊漁券が必要です。年釣券が5,000円、日釣券600円、雑魚券400円で、日網券2,500円、年網券1万5,000円となっております。中学生は日釣、雑魚半額です。

六月一日は、待望の相模川のアユ解禁。つり仲間が川辺に集って、今年の種類は、天然そまは、生育状況は、ポイントほど、つり談議もまた楽しいものです。つり一放、浮気もせず五十一年、たしかにつりは楽しい。今でも、幼ころの古里の川で、初めて魚を釣ったうれしさは忘れてはいません。しかし、昨今のつりブームを眺めると、これが先が不安になってくる。ただだん激しくなる解禁日前からの場所取り、小屋がけ、くい打ち、そして弁当の食べから空カン、ポリ袋などの投げ捨て。特に危険なことは、川底に

### 相模川をきれいに

小野田留蔵

六月一日は、待望の相模川のアユ解禁を前にしたある日、柏ヶ谷にお住まいの小野田留蔵さん（70歳）から、秘書広報課に「相模川をきれいに」と題する寄稿とともに、飛びアユの「香りたたく」夕映にという一句も寄せられましたのでご紹介いたします。



アユの解禁でにぎわう相模川  
(写真は、去年の三川合流点)

まであるアユのカケハリの遺棄です。これらつり公害を無くすために、つりにモラルの向上を訴えたい。

つりの楽しみは、ただたくさんの魚を獲ることだけでなく、一日の仕事や太陽、頭と身体を新鮮な空気と太陽、美しい環境の中で浄化することだと思います。自然を楽しむ、魚と、サオと

きれいな  
**相模川でアユと語るろう**

## 5月28日 東名相模川橋下で

相模川の美化キャンペーンが五月二十八日（日）午前八時から九時半まで、社家の東名高速道路相模川橋下から横須賀水道局の水管橋付近の相模川河川敷で行われます。主催は、県央地区行政センター、海老名市、市美化運動推進協議会と自治会や各種団体などです。参加者は、午前八時に集合し、河川敷のゴミを各自で拾い集め、九時までに集合場所の東名相模川橋下付近に、お集まりください。集合場所には、目印の横断幕が掲げてあります。相模川美化キャンペーンは昭和五十五年から県央地域で統一的に毎年実施（五十七年は台風で中止）されてきましたが、海老名地区だけでも一回に八ヶ月前後のゴミが収集されています。私たちの生活に思ひをもちます相模川を、自然破壊から守るため、今回の美化キャンペーンに、多くの方々が参加していただくことを願っています。問い合わせは美化衛生課（内線）へ。



ボーイスカウトなども参加して相模川の美化を...

## 相模川美化キャンペーン

くたかおもしろいと思います。問い合わせは美化衛生課（内線）へ。



# 下旬から農業用水路が満水に

## 水遊びはやめましょう

五月下旬から農業用水路が満水になります。特に相模川左岸の用水路は、水が流れているため、水遊びは危険です。また、水遊びは、水質汚染の原因にもなります。水遊びをやめ、水質汚染防止にご協力をお願いします。

五月下旬から農業用水路が満水になります。特に相模川左岸の用水路は、水が流れているため、水遊びは危険です。また、水遊びは、水質汚染の原因にもなります。水遊びをやめ、水質汚染防止にご協力をお願いします。



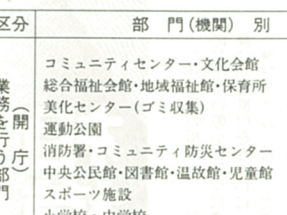
文化財や観光地もひと目で

## 消防長事務に諏訪助役が兼務

海老名市は、四月二十日付並びに五月一日付で人事異動を完了しました。消防長事務に、諏訪助役が兼務することになりました。



金子博氏は、農委委員事務局長、企画課長補佐、住民相談室長、教育委員会教育次長、民生部長、消防長などを歴任し、市に多大な貢献をされました。



金子博氏は、農委委員事務局長、企画課長補佐、住民相談室長、教育委員会教育次長、民生部長、消防長などを歴任し、市に多大な貢献をされました。

区分	部門(機関)別
業務を行う部門	コミュニティセンター・文化会館 総合福祉会館・地域福祉館・保育所 美化センター(ゴミ収集)
	運動公園 消防署・コミュニティ防災センター 中央公民館・図書館・温故館・児童館 スポーツ施設 小学校・中学校
	市役所の本庁部局(全市)
	秘書広報課・総務部・市民福祉部 福祉事務所・経済環境部・建設部 都市整備部・議会事務局・教育委員会事務局 選挙管理委員会事務局・監査委員会事務局 農業委員会事務局
業務を休む部門	消防本部、消防署の日勤部門
	健康センター・わかば学園・わかば作業所 教育センター・青少年相談所・学校給食センター

## 6月から第2、第4土曜日は閉庁

市役所行政事務の簡素化、効率化推進の一環として、6月から第2、第4土曜日は閉庁となります。これは、市民の利便性を高め、行政コストを削減するための措置です。

5月28日は、市内で生産された新鮮な野菜を、また、6月4日は、鮮魚の無料サービスです。会場は市役所駐車場で、午前7時からです。

「被保険者資格証明書」で診療を受けた場合は、自己負担が支払われ、あとで国庫負担の払い戻しを受けることができます。

5月23日(火)から電話が直接、図書館へお申し込みいただけます。お申し込みは、電話でお願いします。

## 国保加入、脱退手続きは早目に

滞納が続けば保険証の返還も滞ります。国保加入や脱退の手続きは、早目に済ませる必要があります。滞ると、保険証の返還が遅れ、生活に支障をきたす可能性があります。

こんなときには手続きを	持参するもの
他市区町村から転入してきたとき	印鑑、転出証明書
他の健康保険をやめたとき	印鑑、健康保険証
生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
子供が生まれたとき	印鑑、保険証、母子手帳
他市区町村へ転出したとき	印鑑、保険証
他の健康保険に加入したとき	印鑑、国保と健康保険の保険証
生活保護を受けることになったとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書
死亡したとき	印鑑、保険証、死亡証明書
退職者医療制度に該当したとき	印鑑、年金証書、保険証
退職者医療制度に該当しなくなったとき	印鑑、保険証
住所、世帯主、氏名、続柄などが変わったとき	印鑑、保険証
保険証をなくしたり、よごれて使えなくなったとき	印鑑、身分を証明するもの、使えなくなった保険証
接学のため、子供が他の市区町村に転入するとき	印鑑、保険証、在学証明書
長期旅行などで別個の保険証が必要になるとき	印鑑、保険証

## 国保加入、脱退手続きは早目に

滞納が続けば保険証の返還も滞ります。国保加入や脱退の手続きは、早目に済ませる必要があります。滞ると、保険証の返還が遅れ、生活に支障をきたす可能性があります。

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

多目的広場で「相模風親子」が開催されました。親子30組が参加しました。アンパンマンやコロちゃんなどアニメの主人公を描いた風もたくさんありました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。

## 募集台数は千三百台

駅東口の有料自転車駐留場。募集台数は千三百台です。六月四日から十二日まで受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。

## 目ざま賞

五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。



駅東口の有料自転車駐留場

市では、海老名駅東口の有料自転車駐留場を、六月四日(日)から十二日(月)まで、次の要領で受け付けます。

「目ざま賞」開催。五月十八日(土)の夜、中野多目的広場で「相模風親子」が開催されました。

市庁舎を一般公開。市庁舎を五月二十七日、二十八日の両日、午前九時から午後四時半まで一般に公開します。





# 減税中心に一部

## 市税条例

個人市民税の非課税の範囲が拡大され、非課税限度額が引き上げられます。

①非課税範囲を拡大して、従来の障害者、未成年者(二十歳未満)、老年人(六十五歳以上、寡婦に、寡夫を加えました。

②非課税限度額を百万円から百二十五万円に引き上げました。

この制度は、地方税の特典の制度で、①の両方とも条件を満たした場合、非課税となります。

**個人市民税**  
非課税対象者  
開と限度額を変更  
本年度から実施

基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの人的控除がそれぞれ引き上げられ、教育費など扶養者の負担の多い十六歳以上二十三歳未満の扶養を「特定扶養」とする扶養控除の増額制度が新設され、控除額が二十八万円から三十五万円に引き上げられます。配偶者特別控除の控除額も十四万円から三十万円に引き上げられます。

また、これまでは老人控除対象配偶者や老人扶養親族には、七十歳以上の障害者は含まれていませんでしたが、今回の改正で含まれることになりました。

各控除の引き上げは所得税も含めて表①にまとめました。なお、実施時期は市民税が平成二年度から、所得税は平成元年からです。

**除**  
基礎的な人的  
控除を引き上げ  
本年度から実施

**個人市民税**  
所得割の  
税率を簡素化  
本年度から実施

**個人市民税**  
長期譲渡所得  
課税の特例の改正  
本年度から実施

**個人市民税**  
課税の特例の改正  
本年度から実施

**個人市民税**  
課税の特例の改正  
本年度から実施

**個人市民税**  
課税の特例の改正  
本年度から実施

**個人市民税**  
課税の特例の改正  
本年度から実施

**個人市民税**  
課税の特例の改正  
本年度から実施



扶養控除の増額を新設

国民のほとんどが属する中堅所得層の負担増感を配慮して、最低税率の適用範囲を六十万円から百二十万円に拡大し、税率の割合を表②のように七段階から三段階に簡素化しました。

「超える部分に対して税率百分の五・五を掛けて得た金額を上積み」することになり、軽減はかられます。

一部減税を目的としたもので、課税所得は総合課税と別の税率の分離課税を適用しますが、従来、課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合は、超える部分について、二分の一の相当額を総合課税(通常の税率を掛けて課税)して上積み「超える部分に対して税率百分の五・五を掛けて得た金額を上積み」することになり、軽減はかられます。

「長期譲渡所得(土地などを一月一日現在通常十年以上、ただし、昭和六十一年十月一日以降の譲渡は五年以上)保有個人市民税の特例」をこの改正は、長期譲渡所得の所得要件が改正されます。

従来、配偶者控除や扶養親族の控除対象配偶者や扶養親族の引き上げ



申告し、納められた税金はまちづくりに使われます

**個人市民税**  
課税の特例の改正  
本年度から実施

**個人市民税**  
課税の特例の改正  
本年度から実施

**個人市民税**  
課税の特例の改正  
本年度から実施

**個人市民税**  
課税の特例の改正  
本年度から実施

**個人市民税**  
課税の特例の改正  
本年度から実施

**個人市民税**  
課税の特例の改正  
本年度から実施

**個人市民税**  
課税の特例の改正  
本年度から実施

「長期譲渡所得(土地などを一月一日現在通常十年以上、ただし、昭和六十一年十月一日以降の譲渡は五年以上)保有個人市民税の特例」をこの改正は、長期譲渡所得の所得要件が改正されます。

従来、配偶者控除や扶養親族の控除対象配偶者や扶養親族の引き上げ

従来、配偶者控除や扶養親族の控除対象配偶者や扶養親族の引き上げ

従来、配偶者控除や扶養親族の控除対象配偶者や扶養親族の引き上げ

従来、配偶者控除や扶養親族の控除対象配偶者や扶養親族の引き上げ

従来、配偶者控除や扶養親族の控除対象配偶者や扶養親族の引き上げ

従来、配偶者控除や扶養親族の控除対象配偶者や扶養親族の引き上げ

**個人市民税**  
課税の特例の改正  
本年度から実施

**個人市民税**  
課税の特例の改正  
本年度から実施

**個人市民税**  
課税の特例の改正  
本年度から実施

**個人市民税**  
課税の特例の改正  
本年度から実施

**個人市民税**  
課税の特例の改正  
本年度から実施

**個人市民税**  
課税の特例の改正  
本年度から実施

**個人市民税**  
課税の特例の改正  
本年度から実施

「長期譲渡所得(土地などを一月一日現在通常十年以上、ただし、昭和六十一年十月一日以降の譲渡は五年以上)保有個人市民税の特例」をこの改正は、長期譲渡所得の所得要件が改正されます。

従来、配偶者控除や扶養親族の控除対象配偶者や扶養親族の引き上げ

従来、配偶者控除や扶養親族の控除対象配偶者や扶養親族の引き上げ

従来、配偶者控除や扶養親族の控除対象配偶者や扶養親族の引き上げ

従来、配偶者控除や扶養親族の控除対象配偶者や扶養親族の引き上げ

従来、配偶者控除や扶養親族の控除対象配偶者や扶養親族の引き上げ

従来、配偶者控除や扶養親族の控除対象配偶者や扶養親族の引き上げ

# 改正



引き上げます 非課税限度額

「長期譲渡所得(土地などを一月一日現在通常十年以上、ただし、昭和六十一年十月一日以降の譲渡は五年以上)保有個人市民税の特例」をこの改正は、長期譲渡所得の所得要件が改正されます。

従来、配偶者控除や扶養親族の控除対象配偶者や扶養親族の引き上げ

従来、配偶者控除や扶養親族の控除対象配偶者や扶養親族の引き上げ

従来、配偶者控除や扶養親族の控除対象配偶者や扶養親族の引き上げ

最初に、改正の内容を理解しやすいよう所得税と住民税(市

所得税と住民税との違いについて簡単に説明します。

所得税は国に納める税金、住民税は地方自治体に納める税金ですが、税率は、表①のように入居している地域によって異なります。

所得税は、表①のように入居している地域によって異なります。

所得税は、表①のように入居している地域によって異なります。

所得税は、表①のように入居している地域によって異なります。

所得税は、表①のように入居している地域によって異なります。

# 引き上げます

非課税限度額

非課税限度額

非課税限度額

非課税限度額



16歳以上23歳未満の扶養者に扶養控除の増額制度を新設

表① 各控除額の比較

控除の種類	所得税		住民税	
	63年分	元年分	元年分	2年度分
基礎控除	万円 3.3	万円 3.5	万円 2.8	万円 3.0
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	6.5	3.6	5.1
扶養控除	老人控除対象配偶者	* 7.5	* 5.6	
扶養控除	一般の控除対象配偶者	3.3	2.8	3.0
扶養控除	老人控除対象配偶者	3.9	2.9	3.5
扶養控除	一般の扶養親族	6.5	5.1	
扶養控除	特定扶養親族(16歳以上23歳未満)	* 7.5	* 5.6	
扶養控除	同居老親等以外の老人扶養親族	* 7.5	* 5.6	
扶養控除	同居老親等の老人扶養親族	* 8.5	* 6.3	
扶養控除	一般の扶養親族	3.3	2.8	3.0
扶養控除	特定扶養親族(16歳以上23歳未満)	* 4.5	* 3.5	
扶養控除	老人扶養親族	3.9	2.9	3.5
扶養控除	同居老親等	4.6	3.3	4.2
障害者控除	一般控除	2.5	2.4	2.6
障害者控除	特別障害者控除	3.3	2.6	2.8
障害者控除	老年者控除(本人で年齢65歳以上の者)	5.0	4.8	4.8
障害者控除	寡婦(夫)控除	2.5	2.4	2.6
障害者控除	寡婦控除(所得金額300万円以下で扶養親族である子を有する者)	* 3.5	* 3.0	
障害者控除	勤労学生控除	2.5	2.4	2.6
障害者控除	配偶者特別控除	16.5	1.4	3.0

(1) 年齢の基準は、住民税は1月1日現在、所得税は12月31日現在。  
(2) 老人とは、70歳以上の者。  
(3) 特別障害者とは、障害者のうち、精神または身体に重度の障害(例えば1級または2級程度)を持つ人。  
(4) \*印は、新たに制度が創設されたもの。

## 第9回さつき展



見事な花を鑑賞(写真  
は今年のさつき展)

5月27・28日の2日間、午前9時~午後4時半まで、市役所1階ロビー。  
市さつき研究会結成10周年と市庁舎落成を記念して「第9回さつき展」が開かれます。内容はさつき展示、栽培の無料相談、さつき苗の無料配布、さつきの即売など。ぜひご来場ください。  
主催=海老名市、市さつき研究会

## 6月の相談

こなたとき  
市民生活全般の相談や、市政に関する要望があるとき  
法律関係や弁護士に相談したいとき  
消費生活全般にわたる相談したいとき  
登記について知りたいとき  
近隣関係などについて相談したいとき  
国・県・市などの仕事に意欲や希望があるとき  
年金について知りたいとき  
夫婦のいろいろな悩みについて相談したいとき  
建物の耐震性について相談したいとき  
住宅の増改築について相談したいとき  
高齢者の就業や生活について相談したいとき  
ボランティア活動について相談したいとき  
ボランティア活動について相談したいとき  
ボランティア活動について相談したいとき

## 市民相談室

市役所二階  
一般相談は、土曜日の午後と、日曜・祝日は休み。電話による相談も受け付けています。  
社会福祉協議会 (331-4122) 高齢者の就業相談は、土曜日の午後と、日曜・祝日は休み。対象はおおむね65歳以上の方。  
その他  
青少年相談は、市図書館併設の青少年相談所(332-1011)で、土曜日の午前11時以後と、日曜・祝日は休み。  
教育相談は、市図書館併設の教育センター(333-7711)で、土曜日の午前11時以後と、日曜・祝日は休み。事前に電話で申し込み。  
就学相談は、教育委員会指導室(331-2111内6)で行っています。

## 6月の自動車文庫

楽しいおはなしを通じて親子のふれあいを深めてみましょう。  
①6月9日(金) ①午前10時から10時50分の11時20分から11時50分、いずれも市図書館視聴覚室。②おはなしの時間、絵本やおはなしの3歳からの幼児見聞き。③内容、絵本の読み聞かせ、紙芝居など。④対象、4歳以上の子供、指人形を使ったおはなし

## 6月の相談

こなたとき  
市民生活全般の相談や、市政に関する要望があるとき  
法律関係や弁護士に相談したいとき  
消費生活全般にわたる相談したいとき  
登記について知りたいとき  
近隣関係などについて相談したいとき  
国・県・市などの仕事に意欲や希望があるとき  
年金について知りたいとき  
夫婦のいろいろな悩みについて相談したいとき  
建物の耐震性について相談したいとき  
住宅の増改築について相談したいとき  
高齢者の就業や生活について相談したいとき  
ボランティア活動について相談したいとき  
ボランティア活動について相談したいとき  
ボランティア活動について相談したいとき

巡回場所	巡回日
今里八幡宮	2・16日 午後3:30~4:00
海老名市農協南支所	2・16日 午後2:40~3:10
大谷真蔵広場	8・22日 午後3:20~4:00
柏ヶ谷コミュニティセンター	8・22日 午後3:00~4:00
柏ヶ谷第2児童公園	13・27日
門沢児童公園	13・27日
神奈川児童センター	2・16日
上今泉第2児童公園	1・15日(29)
国分寺第4児童公園	6・20日
さくら幼稚園南園空地	7・21日
下今泉テニスコート	14・28日
社家児童公園	6・20日 午後2:30~3:10
杉久保第2児童公園	14・28日
杉久保児童公園	9・23日 午後3:00~4:00
中野公民館	6・20日 午後2:30~3:00
深田歴史公園	8・22日 午後2:30~3:00
東柏ヶ谷四丁目自治会館	7・21日 午後3:00~4:00
本郷児童館	14・28日 午後3:30~4:00
望地道上公園	1・15日(29) 午後3:00~4:00

▽読みたい本を探している本が自動車の標にならぬようにしてください。▽貸出券をなくしたら紛失届を出してください。二週間後に再発行します。▽雨のときは中止になります。問い合わせは市図書館(331-5111)へ。

こなたとき  
市民生活全般の相談や、市政に関する要望があるとき  
法律関係や弁護士に相談したいとき  
消費生活全般にわたる相談したいとき  
登記について知りたいとき  
近隣関係などについて相談したいとき  
国・県・市などの仕事に意欲や希望があるとき  
年金について知りたいとき  
夫婦のいろいろな悩みについて相談したいとき  
建物の耐震性について相談したいとき  
住宅の増改築について相談したいとき  
高齢者の就業や生活について相談したいとき  
ボランティア活動について相談したいとき  
ボランティア活動について相談したいとき  
ボランティア活動について相談したいとき

こなたとき  
市民生活全般の相談や、市政に関する要望があるとき  
法律関係や弁護士に相談したいとき  
消費生活全般にわたる相談したいとき  
登記について知りたいとき  
近隣関係などについて相談したいとき  
国・県・市などの仕事に意欲や希望があるとき  
年金について知りたいとき  
夫婦のいろいろな悩みについて相談したいとき  
建物の耐震性について相談したいとき  
住宅の増改築について相談したいとき  
高齢者の就業や生活について相談したいとき  
ボランティア活動について相談したいとき  
ボランティア活動について相談したいとき  
ボランティア活動について相談したいとき

こなたとき  
市民生活全般の相談や、市政に関する要望があるとき  
法律関係や弁護士に相談したいとき  
消費生活全般にわたる相談したいとき  
登記について知りたいとき  
近隣関係などについて相談したいとき  
国・県・市などの仕事に意欲や希望があるとき  
年金について知りたいとき  
夫婦のいろいろな悩みについて相談したいとき  
建物の耐震性について相談したいとき  
住宅の増改築について相談したいとき  
高齢者の就業や生活について相談したいとき  
ボランティア活動について相談したいとき  
ボランティア活動について相談したいとき  
ボランティア活動について相談したいとき







